

**渋沢地域高齢者支援センター**  
**（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント）重要事項説明書**

1. 法人の概要

法人の名称	医療法人社団北條会
代表者氏名	諸星 咲子
法人所在地	〒184-0003 東京都小金井市緑町 1-6-53 うさぎビル 1階
連絡先電話番号	042-387-3104

2. 事業所の概要

事業所の名称	渋沢地域高齢者支援センター
サービスの種類	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント
事業所の所在地	〒259-1322 秦野市渋沢 1124-5 常盤ハイツ 101
電話番号	0463-79-6532
事業所番号	1402800070
営業日	月曜日から金曜日（12月29日～1月3日を除く）
営業時間	午前9時から午後5時
通常の実施地域	萩が丘、曲松 1～2丁目、渋沢 1～3丁目 千村、渋沢上 1～2丁目、千村 1～5丁目、渋沢（次の番地を除く区域【1229～1239、1241～1245、1395～1398、1400～1404、1411～1412、1415～1416-4、1418-2】） 栃窪（次の番地を除く区域【602～603】）、平沢 432 とする。
管理者	吉田 由美子
事業の目的	医療法人社団北條会が開設する渋沢地域高齢者支援センターが行う指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの事業の適正な運営を確保するために人員、管理運営等に関する事項を定め、センターの保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供することを目的とする。

3. 事業の提供方法、内容

- (1) 提供方法として事業の人員及び運営に定める効果的な支援の方法及び秦野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等に従って実施します。
- (2) 利用者の相談を受ける場所は当該事業所内又は利用者の居宅等とします。
- (3) サービス担当者会議については下記の通りです。
  - 1 開催場所は当該事業所内、サービス事業所内又は居宅とする。
  - 2 サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとします。
- (4) 担当職員による居宅訪問頻度等は下記と通りです。
  - 1 提供開始月
  - 2 提供開始月の翌月から起算して3月に1回
  - 3 サービスの評価期間が終了する月
  - 4 利用者の状況に著しい変化があったとき

なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限りサービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施します。

- (5) モニタリングの結果記録 少なくとも1月に1回とします。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、計画の目標の達成状況について評価を行います。
- (7) 介護予防サービス計画の作成に対し、利用者は、複数サービス事業者の紹介を求めると及び、事業者選定理由を求めることが可能です。

#### 4. 利用料その他の費用の額

事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は秦野市長が定める額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けません。

また利用者が通常の事業の実施地域以外の地域に居住している場合は、当該事業の提供に際して要した交通費の実費を徴収いたします。

#### 5. 職員体制

職 種	員数	職務内容
管 理 者	常勤 1名 担当職種と兼務	事業所の担当職員その他従業者の管理、事業の利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握、その他指揮命令等を一元的に行う。
保 健 師 (経験のある看護師)	1名以上	担当職員は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たる。
主任介護支援専門員	1名以上	
社 会 福 祉 士	1名以上	

#### 6. 緊急時等における対応方法

事業所は、利用者に対するサービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡するとともに、管理者に報告します。

また、主治の医師への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じます。

#### 7. 事故発生の防止及び発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 8. 感染症予防、まん延防止の対策

事業所において感染症又は食中毒が発生し、まん延しないよう必要な措置を講じます。

#### 9. 業務継続計画の策定

感染症又は非常災害の発生において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための計画及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。

## 10. 虐待防止

- (1) 事業所は、虐待又は虐待が疑われる事案の発生を防止するため、必要な措置を講じます。
- (2) サービス提供中に、当該従業者又は利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

## 11. 個人情報の保護

- (1) 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (2) 事業所が得た利用者又は家族の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

## 12. 苦情処理

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための次の窓口を設置するとともに必要な措置を講じます。

事業所の窓口	(所在地) 秦野市渋沢 1124-5 常盤ハイツ 101 (電話) 0463-79-6532 (FAX) 0463-79-6531 (受付時間) 9:00~17:00 (苦情受付・解決責任者) 管理者 吉田 由美子
第三者委員	(所在地) 千代田区五番町 10 番地パルシオ五番町 405 号室 (電話番号) 03-6268-9922 (FAX) 03-3237-1557 (第三者委員) 弁護士 齋 雄一郎
(公的機関) かながわ福祉サービス 運営適正化委員会	(所在地) 横浜市神奈川区反町 3 丁目 17-2 (電話) 045-311-8861 (FAX) 045-312-6302 (受付時間) 9:00~17:00 ※土・日・祝日・年末年始を除く
(公的機関) 神奈川県 国民健康保険団体連合会	(所在地) 横浜市西区楠町 27-1 (電話) 045-329-3447 (受付時間) 8:30~17:15 ※土・日・祝日・年末年始を除く
(保険者) 秦野市の場合	(所在地) 秦野市桜町 1-3-2 (電話) 0463-82-9616 (FAX) 0463-84-0137 (受付時間) 8:30~17:00 ※土・日・祝日・年末年始を除く (対応窓口) 秦野市 福祉部 高齢介護課

## 13. ハラスメント

ハラスメントは、介護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えるため下記の様な行為があった場合、状況によっては介護サービスの提供を停止させて頂く場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく手を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話、職員や事業所に対して理不尽な苦情を申し立てる等の行為

- (5) 職員や事業所に対して、継続的または執拗になされる言動
- (6) 威圧的、差別的な言動
- (7) 要求内容の妥当性に照らして不相当な金銭補償の要求や、謝罪の要求
- (8) その他、利用者、ご家族その他関係者から、職員または事業所に対して、著しい迷惑行為がなされた場合

14. その他施設運営に関する重要事項

- (1) 全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じます。
- (2) 従業者の資質向上のために採用後6ヵ月以内及び継続的に研修の機会を設けます。
- (3) 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。また従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるための必要な措置を講じます。